

北九州革新懇ニュース

平和・民主・革新の日本をめざす北九州の会
 〒803-0817 北九州市小倉北区田町 13-21 田町ビル 3 F
 Tel 093-592-5000 Fax 093-571-4346
 E-mail k-kakushinkon@ace.ocn.ne.jp

- 全国革新懇「三つの共同目標」
1. 日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
 2. 日本国憲法を生かし、自由と人権・民主主義が発展する日本をめざします。
 3. 日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

銃を携帯し迷彩服での行進はやめろ！ 北方自衛隊の徒歩訓練に抗議と申し入れ

7月28日、小倉南革新懇、平和委員会、新婦人、市民の会、年金者組合、日本共産党の代表21名は北方自衛隊を訪問、抗議文を手渡しし中止変更を求めましたが予定通り実施されました。

8月1日19時、迷彩服の隊員70数名が北方駐屯地から平尾台に向け出発。コースは住宅や商店街も並び、午後7時は車も通行人も多い時間帯であり武器をもっての行進は通行人や車両に不安や恐怖を与えました。

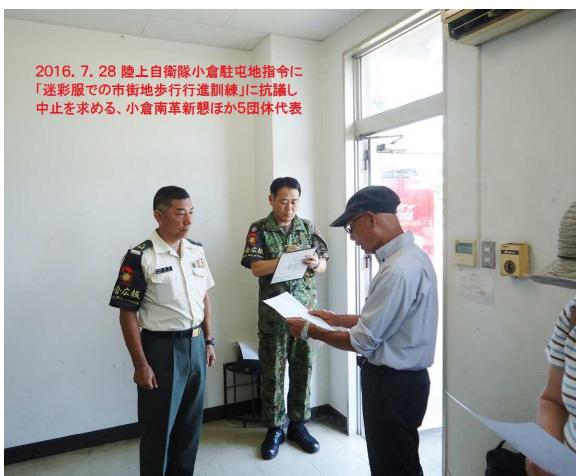
7月に行われた参議院選挙でも争点になりましたが、安倍内閣は昨年9月19日に憲法違反の安保法制(戦争法)を強行採決し、戦争法の施行によって自衛隊が海外の戦闘地域に派兵され、戦後初めて外国人を殺し、また、隊員も戦死



銃を携帯し、迷彩服で行進する北方自衛隊員
 (北九州市立大学裏門)



者を出す危険がますます現実のものになろうとしています。今後、憲法9条の立場を堅持し戦争法の廃止、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」撤回、「自衛隊を戦場に送らない」日本を「戦争する国にしない」の世論と共同のたたかいを一層大きくしていきましょう。【2016年8月2日(火)
 小倉南革新懇ニュースNo.6から】



自衛隊徒歩訓練に抗議、中止を求める団体代表

自民党改憲草案の学習会を開きました

みなさんこんにちは

新日本婦人の会八幡東支部「憲法学習」「自民党改憲草案を知ろう」を開催しましたのでその内容と出された意見感想などを報告したいと思います。

安保法制=戦争法廃案、廃止に向けての取り組みをしてきました。参議院選挙ではその力を総結集し、立憲主義を取り戻そうと、主権者運動を「会」を揚げて進めました。そのことと合わせこれから運動の課題は、憲法を今の政権のいいようにさせないために現憲法を知ったうえで運動を進める必要がある。選挙が済んだら直ちに学習をしようと決めて計画をしました。安倍首相は、「憲法を変えることは自民党の結成以来の党是だ」「いまの憲法と実際とは、乖離している」といい最も憲法と乖離している安保法制を成立させ、憲法を変えるために「自民党の改憲草案」を押し付けようとしています。しかし、参議院選挙では見事に争点から隠し国民をだまし続け「改憲勢力2/3」を獲得しました。

7月30日(土)10:00から北九州第一法律事務所の田篠亮博弁護士を講師に「自民党の改憲草案」を学びました。その目的はどのような怖い内容なのかまず知ったうえで周りの人々に自分の言葉で語れるようになります。

講師からはパーントゥーを使って分かりやすく丁寧なお話をいただきました。

質問や意見も出されました。班での話し合いで

新日本婦人の会八幡東支部平和部 河村 智重子
生活保護など無くなるのではないか?との不安の声も出されている。まだ国のこと聞いて何が悪い。国のためにがんばるのが国民の役割。自分の生活には関係ないと思っている人が圧倒的に多い中でどんな話をすれば分かってもらえるのか。介護、医療、年金などの社会保障破壊は戦争のための財政運営といったらしく憲法を引き寄せた話が重要ではないか。また最近起きた障害者を襲った事件。天皇の生前退位などいろいろな意見が出されました。
出席者が25人と、ちょっと少なかったかもしれないけど何事も諦めずこれからは班、会員に広げる運動を知恵とからを集めて進めています。



8月3日「アベ政治を許さない!」スタンディング 戸畠区

戸畠革新懇 青木 信恭

されることを受け、集まった人々は、「アベもいやだが稻田もいやだ」と声を合わせました。

戸畠区では、午後1時「浅生公園」に集合。「戦争法廃止!戸畠共同委員会」などがよびかけ、参議院選挙後初めてとなる「アベ政治を許さない!」の街頭スタンディングが行われました。

「アベ政治を許さない」ポスターを一斉に掲げる行動が8月3日午後1時、全国各地で取り組まれました。参院選、都知事選後の初の行動となり、国会正門前には、約100人が集まりました。作家の澤地久枝さんが呼びかけた行動です。同日、内閣改造で自民党の稻田朋美政調会長が防衛相に起用



猛暑の中12人が参加。午後1時きつかり、荒川徹共産党北九州市議が「ただいまから『アベ政治を許さない』の街頭スタンディングを始めます」とコールすると、参加者はいっせいにプラカードを掲げました。

スタンディングは10分間。参加者全員が一人づつマイクを握り、通行する人たちや車に向かって「安倍暴走政治ストップ！」「9条を壊す戦争法は廃止させましょう！」「アベ政治は許さないぞー！」とコールしました。

第3回講演会“邪馬台国と「企救」国—国邑は城野遺跡付近—”を開催

—7/20日本考古学協会が北九州市、県、文化庁に再々要望書を提出—

城野遺跡の現地保存をすすめる会

事務局長 永田 由起

7月30日、海の道むなかた館館長西谷正九州大学名誉教授を講師に講演会を開催しました。小倉駅北口のKMMビル大会議室は会場いっぱいの255名の参加でした。

今年3月、城野遺跡のすぐ近くの重留遺跡で発見された広形銅矛が国の重要文化財に指定されましたが、西谷先生は、その広形銅矛が発見された1996年1月に「首長級の司祭者が居住か、掘り出しての使用裏付け、「企救」国存在の可能性も」(2.9付朝日新聞)と寄稿されています。また、2009-2010年の城野遺跡の発掘調査で、弥生時代の大規模集落、九州最大規模の方形周溝墓と真っ赤な水銀朱で手厚く葬られた幼児の石棺、九州で2例目の玉作り工房などが発見され、2012年の北九州市芸術文化振興財団・埋蔵文化財調査室の「研究紀要・第26号」に「弥生時代の紫川流域に「企救国」と呼ばれる国が存在した可能性がある」とする論文も寄せられています。

講演会では、北部九州における遺跡を例にしながら「魏志倭人伝」に見える国々の話、律令制時代の企救郡に相当することから「企救」国を想定できること、弥生時代後期の古代国家形成の出発点を考える上で地域の実態がわかる貴重な遺跡であることなど、城野遺跡の重要性をわかりやすく語られました。小倉南区の方から「何気なく住んでいた所が弥生時代に都があったかもしれない、いろいろな人間の営みがあったと思うと、すばらしい場所にいるんだなと思った。将来も伝えたい場所だということがわかった」の感想も寄せられ、今回の講演会は私たちの運動の確信と励みになりました。

また、7月20日、日本考古学協会が今年3月の重留遺跡の広形銅矛が国の重要文化財に指定されたことを受けて、「現状を保存し、史跡として整備と活用」「周辺の弥生時代遺跡を含めた、総合的な保存と活用」を求める再々要望書を北九州市、県、文化庁に提出しました。とても心強く、各行政機関は真摯に受け止め、一刻も早く行動することを切に願っています。

私たちは、北九州市が当初の現地保存から移築・記録保存に方針変更した経緯を知るために、「現地保存を断念するに至る国、県との交渉の経過と結果」等の情報開示請求をしましたが、開示された文書は肝心の協議内容は全て黒塗りでした。私たちは情報公開審査会に異議申し立てをし、すすめる会の意見聴取が8月31日に決まりました。文化財保護行政に責任を持つべき行政機関の責任を問い合わせ、



審査会に公正な答申をしていただくよう訴えたいと思います。

現在、城野遺跡の地権者は民間企業ですが、測量とボーリング調査後、工事は止まっており、城野遺跡はつぶされていません。

私たちは、これからも城野遺跡を守るために、市内外の方々への宣伝、地権者である民間企業に城野遺跡の重要性と私たちの活動を報告しながら、北九州市など行政機関への働きかけを続けます。今後ともご支援とご協力をよろしくお願いします。

安倍首相内閣改造後の記者会見で 憲法改正「任期中に果たしたい」

安倍首相は第3次安倍再改造内閣を発足させました。安倍首相は内閣改造後に首相官邸で記者会見し、記者の質問に、「自分の任期中に果たしていきたい、こう考えるのは当然のこと」と回答しました。

(記者)憲法改正について伺います。総理は国会の憲法審査会で憲法改正の議論を收れんさせる考えを示されていますが、次の臨時国会から具体的な議論に入りたい考えはございますでしょうか。また、御自身の在任中に憲法改正を実現したいともおっしゃっていますが、憲法改正の発議から国民投票まで、どのようなスケジュール感をもって臨みたいと考えていますか。お聞かせください。

(安倍総理)憲法改正は立党以来の我が党の党是と言つてもいいと思います。当然、私は総裁でありますから、その実現のために全力を尽くしていくことは当然であり、そして、今までの歴代の自民党がそうであったように、この難しい課題に挑戦をしていくという責務を負っているのだろうと思います。ですから、それは自分の任期中に果たしていきたい、こう考えるのは当然のことであり、それは歴代の自民党の総裁もそうであったのだろうと思います。しかし、それはそう簡単なことではないのは事実であります、その事実をかみしめながら、政治の現実において、一歩一歩進んでいくことが求められているのだろうと思います。憲法改正は普通の法律と異なりまして、3分の2の賛成で発議するのであります、国会はその役割を果たす。発議することが役割であり、決まるのは国民投票によって過半数の賛成を得て決まるものであって、与党が賛成すればできるとい



うものではないわけであります。ですから、たとえその数を選挙で得たからといって、改正がなし遂げられるものではなくて、大切なのは国民投票でその過半を得ることができるかということではないかと思います。

ですから、まずは具体的にどの条文をどのように変えるかは国民的な議論の末に收れんしていくものだろうと思います。まずは憲法審査会の中で、静かな環境において、所属政党にかかわらず、政局のことは考えるべきではないと思います。政局ではなくて、しっかりと日本の「未来」を見据えて議論を深めていってもらいたいと。そして、それが国民的な議論につながっていくことを期待したいと思います。(憲法しんぶん速報版 2016年8月5日(金)第649号から)